

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	ヤマヒロ工業株式会社	代表者名	山口 寛彰
主たる営業所の所在地	佐賀県小城市小城町池上366		
許可番号	佐賀県知事許可 (般-2)第11566号	許可を受けている建設業の種類	と、解

2 処分に関する事項

処分年月日	令和5年7月26日	処分を行った者	佐賀県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項第3号		
処分の内容（指示処分）			
1 今回の事件の再発を防ぐため、以下の事項について必要な措置を講じること。 (1) 今回の事件の内容及びこれに対する処分内容等について、役員及び職員に周知徹底すること。 (2) 建設業法及び関係法令を遵守する組織体制を整えること。 (3) 建設業法及び関係法令に関する社内教育を、継続的に実施すること。 2 前項各号について講じた措置（貴社において前項に係る措置以外に講じた措置がある場合は、これを含む。）について、速やかに文書をもって報告すること。			
処分の原因となった事実 廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反 ヤマヒロ工業株式会社の代表取締役は、その業務に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反となり、令和元年12月11日、佐賀簡易裁判所において、罰金20万円の略式命令を受け、その刑が確定している。 このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。			
その他参考となる事項			